



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政治的代表の論理（2・完）
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi
Citation	北大法学論集, 39(3), 25-42
Issue Date	1988-10-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16634
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(3)_p25-42.pdf



政治的代表の論理（二・完）

小 川 晃 一

信賴性

代表される者は自分の期待や意向や価値観を具体的に示してオーソライズするわけではなく、また代表者は代表される人々の期待や意向や価値観を個々の具体的に知ってオーソライゼーションをうけるわけではない。代表者は、自ら、代表される人々の期待や意向や価値観に添うと判断したところに従って行動する。にもかかわらず、このオーソライゼーションにおいて、代表される人々は、代表者が代表される自分たちの名で将来なす一連の行動をその結果とともに自分のものとする（帰属）を約束する。代表者の一連の行動の中には自分の意に添わないものもあるに違いない。が、その場合にもその行為をその結果ともどもうけいれるのである。オーソライズするに当り、代表される人々はそのように覚悟せねばならないのであり、その覚悟がなければ代表は成立しない。ところで代表される人々がそのように覚悟し

うるためには、一定の裏付けや支えがなければなるまい。それは何よりも、代表者が代表される者の期待や意向や価値観を正しく捉え、一連の行動によってそれらを実現してくれるだろうという代表者に対する信頼であり、この意味での信頼可能性であろう。オーソライゼーション、あるいは代表者の選任は、いつてみれば代表者への信頼の表明である。オーソライゼーションはこうして当然に信頼関係を含んでいるのである。パークが代表を論ずるのにしばしば「トラスト」の言葉を用い、代表者と代表される人々との間の「利害の共同性と感情と欲求の共感」を挙げるのも、このような脈絡において理解できよう。

いかなる種類の人民であっても、その名において行動する者と、そうした人たちがその名で行動する人民との間には、たとえ受託者が現に人民によって選ばれたのではないとしても、利害の共同性と感情と欲求の共感というものが²⁸⁾ある。

代表の關係には利害の共同性ととも、「感情や欲求の共感」が必要なのであり、そうしたものの上に信頼關係が成立しうるのである。

信頼關係なしに代表關係を構成しようとした最も典型的な政治思想家はジェームズ・ミルである。彼は代表を論ずるに当り、著しく暗い人間觀から出発する。「人間は、可能であれば、他の人たちが持ち自分が欲しいと思うものを他の人たちから奪おうとする」²⁹⁾のである。こうした人間觀は政府の地位にあるものにも、また国民から選ばれた代表者にさえも共通し、政府の地位にある人たちは、権力をもっているだけに一層危険となる³⁰⁾。したがって国民は政府の地位にある者に対して、たとえ彼らが国民によって選ばれた代表者であっても、たえず警戒の念をもち続け、権力の濫用がないように気をつかわねばならない。ミルによれば、こうした警戒の念を实效あらしめる方策は一つしかない。それは、統治に本来要求される効率性ということを妨げない限りで、代表者の任期をできるだけ短くすることである。代表者が権力をもつ期間よからぬことをして獲得しうるような利得よりも、彼らが落選し一般社会の中にもどってそこで加えられる

損失の方を大きくできるようにするのである。⁽³⁾ミルは代表者をも信頼できないという議論に立って、代表期間の短縮と
 いうことの中に制度的保障を求める。代表者が信頼できるか否かという議論を別とし、ミルの議論から少なくともい
 ることは、代表者への信頼がなければ、オーソライゼーションの範囲はそれだけ狭いものとならざるをえず、代表者の
 自主的判断の幅は狭くなってしまふということである。これでは代表におけるリーダーシップの要素は削減され、代表
 は代理に近くなってしまふ。そもそも代表の期間を短くすれば、権力の濫用を防ぎうるかという問題も残っている。
 ジェームズ・ミルがマコーレーとなした有名な論争の中で、マコーレーはこの点をもとりあげてミルを批判した。任期
 を短くしたところで、代表者が権力を濫用し、例えば、法を改正して任期を延長し、権力の濫用を長期化してしまふこ
 ともできるのではないかと。⁽³⁾代表の成立のためにはオーソライゼーションがなければならぬが、こうして、オーソラ
 イゼーションが十分に意味をもつためには、代表者に対する信頼がなければならぬ。この代表者への信頼とは、一言
 でいえば、代表者が代表される人々の欲求や期待や価値観を十分に把握し、それを実現せしめてくれるであろうとい
 うことについての代表者への信頼である。

現代多くの文明国において政治家に対する信頼が稀薄になっていくように思われる。特定の政治家への信頼というも
 のよりも、むしろ政治家一般に対する信頼、あるいは政治的権威に対する信頼が稀薄となり、そういうものに対するシ
 ニズムの広まりは現代社会の一つの特徴である、とさえいってよいかもしれない。しかし多かれ少なかれ政治家に対
 する信頼感がなければ、デモクラシーもリーダーシップもありえない。実際、信頼に値する政治家が全くいないとい
 うことではあるまい。問題はいかに発見できるかである。有能な者で、しかも代表される人々の期待や意向や価値観を把
 握し、それを実現してくれる代表者をつつけること、これは実際容易ではあるまい。そもそもそうした代表者であるか
 否かを確かめることさえ容易ではない。代表は政治家に対するシニズムを克服する一つの方法となるべきものであると

すれば、信頼できる代表者を人々はいかにして発見できるであろうか。人々は彼の見識・人格をよく確める機会をそんなにもつわけではないし、それを確めようとすれば大へんな労力を必要としよう。しかし代表者に対する信頼は、代表者個人に対する直接的な信頼と同じである必要はなく、彼個人に対する信頼の確証は、彼個人についての直接的な確証である必要はない。現代、代表者はまずもって政党の中で政党に依存して行動し、政党を介さずに政治的代表者の行動を考えることはできない。現代の政治体制を——しばしばそういわれるごとく——「政党国家体制」というのはいいすぎであるかもしれない。政党の役割の重要性は国によって異なる。アメリカにおいては政党のまとまりや規律はごく緩く、イギリスにおいてさえそれはかつてほどではあるまい。にもかかわらず、政党はきわめて重要な役割を果たしており、それは、個々の代表者がどのような立場をもち、どれだけ能力をもち、どのような人物であるか、これらを判断するのに欠かしの媒体であろう。ところで、政党は持続的なもので、多かれ少なかれその歴史をもち、また大部分の政党は多かれ少なかれ公開性をもっているから、外部の人々にも、その業績や内部事情がかなりよくわかり、それを評価し易からう。少なくとも多かれ少なかれ評価の助けになることは否定し難い。国民は多くは、代表者（候補者）個人についてよりも、彼が所属する政党についての方がより多くの情報をもちえ、これを介して代表者（候補者）を間接にだにより多く知ることができる。

代表者に信頼をおきうるかどうかを確めるのに、現代政党はきわめて重要であるが、政党を介する以外によく行われている重要な慣行がある。それは一言でいえば、代表者との人々の文化（下位文化）の共有ということである。この共有によって人々は代表者への信頼を確信することができるのである。ヨーロッパにおいてはカトリック教はその最も顕著な例である。この場合には文化の共有は政党（カトリック政党）支持と結びついている。カトリック信者はその信仰（及びしばしばは教会組織）に基づいてカトリック政党を支持するのである。わが国ではいうまでもなく創価学会員と公

明党支持との関係がこれにあたる。労働者政党やいくつかの社会主義政党もこの良い例であろう。労働者たちは労働階級のもつ政治文化や下位文化の共通性によって、しばしば（英国の労働党支持者の圧倒的部分は労働階級であった）労働者の代表を支持してきた。これらのものにおいては組織（教会や労働組合と、政党）が重要な役割を果たしている。これとは別に、そうした組織がなく、組織を介さずに、信頼と支持とがより無定型の（下位）文化の共通性に基づいているものも重要である。実際多くの伝統的保守主義政党は、組織の裏づけのない文化の共通性に基づいて支持されてきた。こうした文化の共通性やこの共通性に基づく一体感があるところでは、代表される人々の欲求や意向や期待や価値観は彼らによって明示されなくとも、代表者はそれらを《本能的》に心得ているものであり、人々はこれに依存して代表者を信頼し支持することができると（代表者がこうした信頼を裏きることも稀ではなかったが）。こうした場合、政治的 대표는、文化的レベルで既に存在する《自然の代表》の単なる確認以外ではないということもできよう。政治的 대표는既に文化的代表者だったのである。文化的代表が政治的代表的を支えるといってもよい。前にウェーバーやケルゼンにおける代表的概念をみたとき、それが集団の一体性や実定法秩序の統一性に基づいており、代表が可能なのは代表者が一体性をもつ集団や国家（法秩序）の中で動いているからであると述べた。文化の共通性やこの共通性に基づく一体感はどうしたものほど目に見える凝集性をもたないかもしれないが、それにもかかわらず十分に政治的意味をもちうる。集団の統一性がそれほど顕著でない場合でもである。実際、そうしたものは（下位）文化の共通性によって支えられているものであり、文化の共通性が弱いところでは集団の統一性も弱まるであろう。それだけ政治的 대표는むき出しのものとなり、それは利益の要素や代表者の個人的資質の要素に依存する外はないことになる。したがって、もし利益の共通性や個人的資質がこれにたえられなければ、政治的代表的の機能はそれだけ減少する。《代表者》は専制的になるか、あるいは代理人になってしまいかである。

このことは、下位集団や下位文化の次元のみではなく、一国の政治的代表者（議会や首相・大統領）についてもいえる。議会や政府への信頼は一国の文化の共通性やそれに基づく一体感によって支えられる。議会や政府の権威はそうしたものと密接に結びついている。一国の代表者一般、政治家一般、あるいは一国の代表制の在り方に対する信頼は一国の文化の共通性によって支えられよう。パーカーは「国家の法の中に表現され保持される価値についての共通の承認、それらの価値に付着した共通の感情の高みにまで上昇した共通の承認」以上の、共通の感情があることを力説してこういう。「国家」とその法の体系をこえて何ものが存在するゆえに、また、「国家」とその体系に対する忠誠心の感情をこえた何ものが存在する。これは、国民が《国家》の領域をこえた……その活動の範囲における国民《社会》そのものに対して抱く共通の感情である。これは、言葉の最善かつ最高の意味における国民感情、《ナショナルリズム》である。それは、国民の生活様式や文明形態の探求や涵養において国民《社会》によってなされた長い間の協同の努力についての感情、つまりその《社会》の過去と現在に各人が負っており、その将来にすべての人が義務を有するという感情である」と。一国の諸政治制度はこうした国民《社会》を代表する場合にのみ信頼性と権威をもちうる。政治的代表はこうした価値・感情を——シュミットのいうのとは違い——直接に代表し実現することはできないかもしれない。政治的代表にはそれは余りにも荷が重すぎる。そうした価値・感情は文学的にしか、いつてみれば象徴的にしか表現（リプレゼンテーション）されえないかもしれない。しかしそれは「アクティヴ実際のな」政治的代表を間接的に支えることができる。こうした支えがなければ、政治的代表は——ジェームズ・ミルの代表におけるごとく——きわめて貧弱なものとなる。国民の価値・感情に——間接的に——支えられて出てきた代表者がさらに実際政治の中でその価値・感情を実現し満たしてゆくならば、その政治的代表はやがて国民の文化にまで組み込まれ、独自の文化に政治文化にまで固まってゆくならば、その代表のタイプは安定した信頼と高い権威を獲得する。もしその代表を見現し体現する《政治的階層》がいるならば、彼らは安定

した信頼と高い権威を与えられる《自然のリーダー(代表)》であろう。かつてのイギリスの政治的階層はそうであったし、これら政治的階層を生み出すアリストクラシー、後には《ジェントルマン》層は社会の《自然のリーダー》として多大の威信をもった。イギリスの政治的階級はかつて《自然の政治的リーダー》であり、アリストクラシーやジェントルマンは《自然のリーダー》であった。実際、政治的代表がイギリスほどよく機能した国はなかったのである。

四

代表者は代表される者の信頼に基づき、オーソライゼーションをえ、自らの「理性と判断」をもって、代表される者が期待し志向している、と考え判断するところに従い、それを実現すべくかなり自由に行動する、他方代表される者は、代表者が自分たちの名でなした行為を、その結果ともども、自分たちのものとしてうけいれ、代表者がこうしてなした行為と結果は代表される者に帰属せしめられる。たとえ代表者のそうした行動が代表者に直接指示されたものではないにせよであり、さもなければ代表の關係はありえないことになる。人々は代表者を信頼し、そうオーソライズしたのである。そうした信頼の基礎には代表者と代表される人々との間に何らかの一体感——「利害の共同性と感情と欲求の共通感」——がある。代表者はこうして自ら、代表される者が《真に》欲し期待し価値ありとなしているものが何かを判断し、これを実現すべくつとめる。ここで、問題は、代表者が代表される者の名においてなしたそうした行為が、代表される人々が実際に欲し期待し価値ありと感じているものと一致しているかどうかということであろう。二つがくい違ひ、少なくともそう思えるような場合には、どういうことになるのであろうか。これは代表が本来内在せしめている論理二元性をいわば《極限状況》におくものである。これは、代表が代表者の独自性と代表者の独立人格性の二元性を前提

し、双方を《橋渡し》するものであっただけに、代表の本質的な問題となろう。この二元性が衝突し合うようにみえるとき、代表は二元的分裂に終ってしまふのであろうか。それとも何らか決着の論理を内在せしめているのであろうか。代表の論理はこの緊張状態の中に余すところなく露呈されるに違いない。これを検討するのが本項の課題である。この問題の検討によって代表のもつ本質的な性格は一層明らかになるであろう。

代表者が代表される人々の名において行動したことが代表される人々の期待、志向、価値観に添っていないのではないかと疑問は、普通代表される人々の側から起ってくるものであろう。代表者は——邪なものでない限り——自分になした行為が人々の期待、志向、価値観に一致すると信じて行動するだろうからである（疑問が代表者の側から起る場合は、問題の処理は比較的簡単であらう）。したがって、代表される者が、代表者の行動は自分たちの意に添っていないのではないか、という疑問をもつとする。こうした疑問を抱いた人々は自らこれを検討するだろうし、——ホッブスにおいては否定された——検討の《権利》を人々はもつであらう。というのは、わたしたちの真意をとらえたと判断して行動した他人（代表者）のその判断につき、わたしたちが検討し評価を下しえないとすれば、わたしたちは一人前の人間ではないことになるからである。代表される者は検討にあたって代表者に行為の説明を求めよう。代表者が自分たちの期待や意向や価値観についてどのように判断したか、そうしたものを實現するために代表者がなした行為は——手段として——良いものであったか、等々。代表者はこうした人々の求めに応じて自分のなした行為につき人々に説明をなすであらう。説明して、人々の納得をうることができるのでなければ、信頼とオーソライゼーションを取消されてしまうかもしれないから。代表される人々の期待や価値観がより明らかになるのは、実際普通はこうした説明の過程においてである。当初のオーソライゼーションは多くは一般的に、したがって多分にばく然とした信頼に基づいてなされるのであり、具体的につめてなされるわけではないからである。多くは代表者がなす個々の具体的行為に際し、ま

た代表者が人々の求めに応じてなす個々の説明の中で、人々の一般的な志向や期待、また代表者の一般的な政治原理もより明らかにし、また双方の一致のど合が確かめられてゆくものである。しかも多くはこの過程において双方の側でフィードバックがなされてゆく。

代表される人々が代表者の行為に疑問をもちその検討を始めたとき、代表者は、自分の行動が人々の期待や価値観に合うものであると説明して納得をうるようにつとめ、そのためには様々証拠をあげて説明しよう。彼は、そう説明しさえすれば、結局、人々は自分の行動が正しかったと認めてくれるだろうと、信じているに違いない。こうした自信がなければ、代表者はそうした行動をとらなかつたであろうといふことができる。特に代表者の行為についての疑問が——人々の期待を実現するための——《手段の選択》の問題についてもたれている場合にはなおさらであるといえよう。というのは、一定の目的のための適切な手段の選択の問題においては、相対的に合理的な議論ができようからである。一般に、目的の実現のための手段の適切性（目的合理性）の問題は、もの事の認識の正しさの次元に入るものであり、代表者は合理的な根拠をあげて自分の行為の（目的）合理性を——正しい知識と情報に基づいて——人々に示すことができる。代表者が代表される側か何れが、正しい認識に基づいているか、その正しさを客観的な知識と情報を示して論じ、代表者は自分のなした行為が人々の期待や意向をよりよく実現しうるものであることを多分に客観的に説明し、人々を説得することができる。

だが、代表される人々からの疑問は、代表者の行為の、手段としての合理性のレベルについてのみもたれるわけではない。問題なのは、代表者が人々の期待、意向、価値観に添って行為したかどうか、即ち、それらがどのようなものかを《真に》捉えて行動したかどうかという疑問の場合である。代表者は、代表される者が期待し志向していると、自ら判断するところに従って行為する。したがって代表者がそう判断したものと、代表される者の期待や意向が、くい違ふよ

うに思える場合もありえよう。この場合にも代表者は一定の合理的な説明によって人々を納得せしめることができよう。というのは、代表される人々本人が現にそう考えている期待や意向や価値観が彼らの《真の》期待や意向や価値観であるとは限らず、代表者の説得をうけて彼らが《真の》期待や価値観に《目覚める》ということは、十分にありうることだからである。実際、本人に自分の《真の》欲求がわからないということは、決して例外的なこととはいえない。現代の精神分析によれば、人は自分が何を欲しているか知らないのが普通である。フロイト主義者のフロムはこういつている。

近代人は、自分の欲することを知っているという幻想のもとに生きているが、実際には欲すると仮定されているものを欲しているにすぎない。……ひとが本当に何を欲しているかを知るのは、多くの人が考えているほど容易なものではないこと、それは、人間が解決しなければならぬ最も困難な問題の一つであることを理解する必要がある。

自分が何を《真に》欲しているかわからないことはよくあろう。かくれた欲求や不安や葛藤があり、それが本人の意識に影響を及ぼしていても、本人にはそれがわからず、本人がその重要性を評価できずに過している、とはよくいわれる。神経症患者の《真の》欲求は本人よりも治療医の方がよくわかる。これは神経症患者に限られず、多かれ少なかれ一般の人々にもいえよう。本人が何を《真に》欲しているかの問題は——《意志》と違い——認識の問題でもあり、したがって、本人よりも、——知識や多くの情報をもつ他人の方がよくわかるということは十分にありうる。《真の》欲求は、意識の深い次元にあり、少なくとも現在本人にはわからず、したがって、それにまだ気づいていない本人にそれを気づかせ、本人に、本人が《真に》欲するものを欲せしめるようにさせる、ということは十分に意味のあることであるといえよう。それはある意味で《教育》といってもよからう。代表者は、代表される本人以上に彼らの欲求をよく知り、これに気づかせるという《教育》的機能を果たすことができるのである。代表者が代表される人々にあからさまにいかどう

か——それはおそらく雲田気いかんによるう——を別とし、代表者が次のように考えて人々に向つて説明して悪いはずはあるまい。代表されている人々あなた方が現在自分が欲している欲求はあなたの方の眞の欲求ではなく、代表者の私がそうみているものこそあなたの方の眞の欲求であり期待である、したがって、私の勧めに従つてあなた方がより深く反省的に考える（より啓発される）ならば、当然私がいう眞の欲求や期待に気づき、それを追求するようになるはずであり、現在あなた方がそうしていないのは、あなた方がまた十分に反省的に考えておらず、自分の欲求を十分に認識していないからであると、私はあなたの方が眞に欲しているものをあなたの方以上にさえ知り、その認識に添つて行動しており、したがつてあなたの方がより反省を深め理性的となれば、私の行動を理解し支持するようになるであらうと。

代表される人々が代表者の行動に疑問を抱いたとき、代表者は人々に合理的に説明し、理解をうることができよう。利益のタームを用いてこれをいいかえればこうなるであらう（利益とは、ある者にとつて有利となることであるが、同時に多かれ少なかれ、その有利さが客観的に計算可能であるものである）。代表者は自分のとつた行動につき——代表される人々の《眞の》欲求の把握においても、またそれを実現する方策の認識と選択においても——それが人々に十分利益をもたらしうるものであることを、客観的に正しい情報と知識に基づいて説明することができる。それが十分に正しい情報と知識に基づいていればであるが。そうであれば、代表者は自信をもつて説得することができようし、そうした確信があれば、たとえ人々が説明に容易に納得してくれなくとも、代表者は、自分のとつた行動が正しくなかつたとして譲歩する必要はない。自分のとつた行動は客観的にみて人々の利益を促進するはずだからであり、そのことが客観的に正しい情報と知識に基づいて根拠づけられるからである。それは認識と知識の客観性の問題であり、この領域での正しさはいささかの《譲歩》も必要ではなく、反対に、この領域での譲歩は、客観的に正しいと信ずるもの（認識と知識）を否定することに等しく、まちがったことといわねばなるまい。現実には、客観性というものはそう単純に主張できる

ものではないし、利益はもたらしたとしてもそれが最大のものであったかどうかを説明することは不可能に近いであろうが（この問題は別としよう）。代表者は自分の主張をまげなかつたために（あるいは、代表される人々の《意に反して》行動した場合に）、人々からオーションを取消されてしまうかもしれない。しかしそれを恐れて自分の確信を放棄することは真摯な態度とはいえない。こうしたことは、目的に対する手段の選択という、比較的客観的な評価基準のある領域についていえるのみでなく、前述のように、代表される人々の欲求や期待や価値観についてもいえる。この領域においても《真の》欲求や期待や価値観、したがって《真の》利益のあるところを確信をもって主張できるであり、代表者は代表される人々が現にもっている欲求や価値観に余りひきずられることはない。代表者は、人々の《真の》利益を、自らの「理性と判断力」に従い、「あなた方の意に反しあなた方の利益を主張」（パーク）すべきなのである。

人々が《真に》何を欲し期待しているか、この問題にも客観的認識の次元のものが含まれている。その限りでそれも合理的認識の対象となりえ、意見の相違は認識の客観性という次元で決着をつけることができる。ところが他方、人々が《真に》何を欲し期待しているかについては、何人も——本人も、洞察力をもつた他の人も——完全な認識には達しえない。何が本人にとってよりよいものかはそう完璧に認識できるわけではない（この完璧性という点からいえば、目的合理的手段の選択ということにおいても、どのような方策が最大の利益をもたらしうるかという方策の発見においても、いく分ましかもしれないが、同様であり、完璧な発見・選択というものはありえない）。人が何を真に欲しているか、何をよりよいものとしているかは、多分に、認識の領域を越えて、主観的《認識》（直観）や主観的選択の領域に入ってくる。人々が何を欲しているかの問いは、つきつめて行けば、認識（いわば心理状態の認識）の次元を越えて、人々が主観的に何を選ぶかの選択（いわば意志）の問題に入っていく。少なくとも、純粹の認識とそれをこえたある作用

(選択や意志)とが交さくする灰色で薄明の領域がある。つまり、人々が何を欲しているかの認識と、人々本人の《自由な》選択とが交さくし、何れとも区別がつかず、《認識》と比べてみても実は本人の選択の結果の《認識》にすぎないようなものがある。こうした灰色の領域では、客観的認識の次元に、選択の次元が《混入》しており、したがって本人自身がこれこれが自分の真の欲求だとするならば——それは純粹の認識の次元のものではありえないから——、この欲求について、他の人(代表者)が、それは本人の《真の》欲求ではないと主張し続けることは、論理的ではなく、合理的なこととなってしまふ。十分合理的な根拠なしにそう主張していることになるからである。それだけではなく、倫理的に、相手の人格を無視する不そんな態度であるとせねばならない。本人からみても、自分が真に何を欲しているか他人の意見をきくということは慎重な態度といえようが、その意見をそのまま信ずるなどということは、自ら責任をもった一人前の人格であることを放棄してしまつた態度といわねばなるまい。代表される者が、代表者の行動につきそれが自分たちの期待、意向、価値観の正しい把握の上になされたものではないと判断したとき、代表者は、こうして最後のには、自分がまちがっていたと認めざるをえず、彼らの判断に従わざるをえまい。

代表される者は、代表者の行動について、それが自分たちの期待や意向に添うかどうかを問題にし、代表者に説明を求めることができる。代表される者はこの説明になつとくすることが多からうが、必ずしもそうとは限らない。そこで双方の間でやりとりがなされるであらう。代表される者が代表者の説明に納得がゆかず、決着がつかない場合はどうであらうか。もし不一致の内容が認識(の客観性)の次元でのものであるなら、代表者は自分のとつた行動(方策)が客観的に正しいと確信している限り、自分の確信を少しもまげする必要はないし、またまげべきではない。そのため双方の対立が続ぎ、オーソライゼーションが取消されてもである。《真理》はまげられない。このことは、代表される人々の期待や意向や価値観についてもいえる。そうしたものの把握には認識可能性の一定の次元があるからである。ただ、こ

こには認識の次元を越えるものがある。したがって代表される人々の期待や意向や価値観についての主張が双方で異った場合、そこには、代表される人々本人の選択の次元の問題が入り込んでいるのであり、代表されるものが自分の考え（「選択」を最後の「これこれだ」というならば、代表者はこれに従わなければならない。これを無視して、代表者が「あなた方のほんとうの欲求や期待は、私のいう通りこれこれなのです」ということは、論理的に正当化されないことであるし、また人々の人格を無視したふそんないい方であるとせねばならない。

なお、ここでつけ加えておきたいことは、《目的合理的》な行為で、目的を達するには客観的に効果があり適切な行為であるとしても、それは客観的な効率のよさからすべて正当化されるわけではないということである。代表者は多かれ少なかれ社会のエリートであり、エリートは単なる効率性とは別の基準でみてふさわしい行動をとらねばなるまいし、代表される人々も、代表者に、利益や効率性の点で適切な行動をとるだけではなく、自分たちの代表者たるにふさわしい品位ある行動をとることを期待するであろう。代表者の行動は、その行動の結果のみならず、行動そのものが代表される人々のものとして代表される人々に帰属せしめられるのである。代表者は代表される人々の名で行動するのだ。代表者の行動は、したがって、それによってもたらされる利益以外の観点からも問題にされ、ここには別の評価基準が入ってくる。この評価基準には主観性の要素が入りこまざるをえないのであり（どれが品位のない行動かの評価におけるように）、《目的合理的》な行動においても、こうして主観的な評価の次元が入ってくる。実は行為（方策）の結果の評価においてもそうなのであるが、代表者のどういう行為（方策）が最大の利益を生ぜしめるかということとは、純粋に客観的に論じうるものではなく、多分に主観的な評価の要素が入ってくるのであり、《判断力》を働かせねばならない領域は非常に大きい。こうすると、代表者と代表される者の考えや評価が一致しないとき、代表者が代表される者の考えや評価に従わなければならない領域はかなり広くなる。

代表者の行動は代表される者によって一つ一つ検討しうる。その中には代表される人々の期待や意にみたく、それに添わないものがある。だがそれだからといって、代表者に対する信頼が消滅するわけではなく、オーソライゼーションが解かれることにはなるまい。もしそうだとすれば、代表は代理に近くなる。したがって代表者へのオーソライゼーションが続く限り、代表者は代表者であり、人々の期待や意向に添わない代表者の行為やその結果をも含め、代表者の行為やその結果はすべて代表される者に帰属せしめられる。代表者にはそれだけの信頼をもってオーソライゼーションが与えられたのであり、信頼にはそれだけの危険負担が伴う。こうしたことがなければ、代表者の独自の判断の領域は著しく狭まってしまふことになる。オーソライゼーションが解かれ、代表関係が消滅するのは、代表者の一連の行動が全体として代表される人々の欲求や期待を満たさないと、判断される時である。代表される人々が代表者に全体として信頼をおきえないと判断したときであるといつてもよい。代表される人々はこのような判断の下にオーソライゼーションを解き、代表関係を解く。オーソライゼーションが制度的に(選挙制度などによって)具体化される場合には、制度的に直ちに解任することができず、残りの期間も、代表者のなした行為は自分のものとしてうけいれなくてはならないにせよである。

代表者はオーソライゼーションを解かれたり、制度的に代表を解任されたときも、それは必ずしも代表者がまちがっていたということを意味しない。知識や判断力に基づき確信をもってなした行動は、依然として正しいと主張し続けることができる。手段の適切さについては、代表者の確信はより客観的な根拠をもちうるから、一そうそうであるが、人々の期待や意向についてさえ一定の次元では、代表者は確信をもって自分の意見を主張し続けよう。こうした確信をもち続ける限り、代表者は自ら退いたり、辞任する必要はないし、制度的に解任された後も自分の確信を放棄する必要もない。

代表者と代表される者との意見が違つた場合、代表者は代表される人々に自分の行動の理由を説明するであろうし、代表される人々は彼の説明を求めることが出来る。代表者が代表される人々の名で行動したのであるから、その行動に納得がいかなうとき、説明を求め、その説明について評価しえるというのでなければ、彼らは一人前の人間とはいえない。われわれはホップスの例をみた。こうした説明がある場合、人々は多くは納得するものであらう。というのは、人々は彼らに信頼をおいて代表者にオーソライゼーションを与えたのであるし、また、代表者は代表される人々に納得がいくような行動をとるであらうし、少なくとも、説明を求められたときには十分に納得をえられる説明ができるよう行動するであらうからである。

しかし代表される人々が代表者の行為やその説明に納得しない場合も少なくない。人々は彼の行為を批判し、非難さえするようになるであらう。こうした批判や非難は代表の論理においてどのような意味をもっているであらうか。これを最後にまとめておこう。

(1) この批判や非難は、代表者が裁量によって自由に行動したということについてはない。代表者は自主的な判断によつて行動しうる広い裁量の幅をもっている。そうではなくて、それは代表者の行為が実質的に自分たちの期待や意向や価値観に合わなかつたということについてである。いわば《形式論》ではなくて《実質論》である。

(2) 代表者の一つ一つの行動が代表される人々の期待や意に添っていないとして代表者を批判する場合にも、代表者が代表者であり、代表される人々の名において行動したものである限り、人々は彼のその行動とその結果をすべて自分がなした行動としてうけいれねばならない(帰属性)。人々はそれだけの信頼と危険負担をもつて代表者をオーソライズしたのであり、こうしたオーソライゼーションがなければ、代表者は独自の判断をなしうる存在ではなくなってしまう。

(3) 一つ一つの行動もそれが人々の期待や意に添うものかどうか問題にされうるが、こうして代表者に対するオーソ

ライゼーションは代表者の一つ一つの行動についてなされたのではなく、それだけで——よほど重大な争点でもない限り——オーソライゼーションや代表関係が解消されるものではなからう。オーソライゼーションは、代表者の行為全体につきなされるのであり、代表者が人々の期待や意向を全体として実現しみたしてくれるかどうかについてなされるのである。いわば代表者の識見、知識、理解力、価値観、判断力、人格等、代表が重要な位置を占めるのであれば一層、代表者に対する広範に亘る信頼に基づくであろう。代表者の行動一つ一つについてオーソライゼーションいかに問題にされるとすれば、それは代理に近くなってしまふ。代表を論ずるに当り筆者が、代表される者の意志ではなくて、わざわざその期待や意向という柔軟性をもつ言葉を用いた理由の一つもそこにある。そうした期待や意向は、代表者の一つ一つの行動に向けられるのではなく、代表者の一連の行動の中で実現されるべきもの、と考えられているからである。

(4) 代表者が認識・知識の次元の問題において代表される人々を説得できなかつたとき、代表者はそう簡単に自分の意見をまげることはない。自分のとつた行動が自分の正しい知識に基づき、正しい判断に従っており、人々の《真の》利益になると信じているとき、代表される人々から反対をうけたからといってそう簡単に自分の確信を覆えしてしまふべきではなからう。よき代表者とは、代表される人々の《真の》利益のために行動し、彼らの一時的な利益や感情にひきずられないで行動しうる代表者であり、しかも十分な情報と知識をもつて行動し、かつ求められれば、その行動につき十分な情報と知識に基づいてその根拠を説明し、自分の確信を主張できる者である。ここではいささかも節をまげする必要はない。

(5) 人々の期待や意向がどのようなものかは、認識の次元の問題であるとともに、究極的には人々の選択の次元の問題になってくる。それが認識の次元の問題としてとりあげられる場合、優越する基準は客観的なものであり、ここでは代表者の立場にいささかのハンディキャップもありえない。彼は自分をもつ優越した知識や判断力で人々に説明し、説

得することができる。だが、問題が代表される人々の選択の次元に関係し、その領域に及んでくれば、双方が対立したとき、代表される人々本人の言葉が優越せざるをえず、代表者は彼らの主張に譲らざるをえない。彼は——代表される者の期待や意向や価値観についての——自分の認識が誤まっていたと考えざるをえず、代表される人々の主張が優位しよう。さもないければ、代表される者は一人前の独立人格ではないことになる。

- (28) Burke, *A Letter to Sir Hercules Langrishe, Bart.*, 1792, in *Works* (1852 edn.), iv, p.540.
- (29) シホームス・ミル、同二二〇ページ。
- (30) 同二四七ページ。
- (31) 同二五〇—五一一ページ。
- (32) Macaulay, "Mill's Essay on Government: Utilitarian Logic and Politics, Edinburgh Review, No.xciv(March 1828), Article vii;" *Utilitarian Logic and Politics*, edited by Jack Lively and John Rees, 1978, pp.114-15.
- (33) ハーカー、『政治学原理』二二〇四ページ。